

京都市児童福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第94号

京都市児童福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則
京都市児童福祉センター条例施行規則の一部を次のように改正する。
第1条及び第2条中「第2条第9号」を「第2条第8号」に改める。
別表文書料の項中

「

診断書又は普通の証明書	1,800
-------------	-------

を

」

「

普通の診断書又は証明書	1,800
特殊な診断書又は証明書	3,600
自立支援医療費の支給認定の申請に係る診断書	3,000
診療報酬明細書の添付等が必要な診断書又は証明書	4,800

に改め、同表

」

備考2を次のように改める。

2 「普通の診断書又は証明書」とは、次に掲げる診断書又は証明書以外の診断書又は証明書をいう。

- (1) 簡易な証明書
- (2) 特殊な診断書又は証明書
- (3) 自立支援医療費の支給認定の申請に係る診断書
- (4) 診療報酬明細書の添付等が必要な診断書又は証明書

別表備考に次のように加える。

- 3 「特殊な診断書又は証明書」とは、既往症、治療経過又は診断の詳細に係る診断書又は証明書その他これらに類する診断書又は証明書（自立支援医療費の支給認定の申請に係る診断書及び診療報酬明細書の添付等が必要な診断書又は証明書を除く。）をいう。
- 4 「自立支援医療費の支給認定の申請に係る診断書」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき自立支援医療費の支給認定に係る申請をするために用いる診断書をいう。
- 5 「診療報酬明細書の添付等が必要な診断書又は証明書」とは、自動車損害賠償保障法の規定に基づき損害賠償額等の支払を保険会社等に請求するために用いる診断書又は証明書その他これらに類する診断書又は証明書であって、診療報酬明細書の添付等が必要なものをいう。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第1条関係）

京都市児童福祉センター	
診 察 券	
カルテ番号	
氏 名	様
生 年 月 日	年 月 日生 性別 男・女

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に交付を申請した診断書又は証明書に係る文書料については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の京都市児童福祉センター条例施行規則第1条の規定により交付された診察券は、この規則による改正後の京都市児童福祉センター条例施行規則第1条の規定により交付された診察券とみなす。

(児童福祉センター)